

名 称	富士見二丁目北部地区地区計画	
位 置	千代田区富士見二丁目地内	
面 積	約1.2ha	
区域の整備 ・ 開発及び 保全に関する 方針	地区計画の目標	<p>富士見二丁目北部地区は、千代田区の北側に位置し、JR総武線や営団地下鉄東西線・有楽町線・南北線の飯田橋駅に近接する交通の利便性の良い地区である。</p> <p>小規模な商業・業務施設や木造住宅が密集している一方で、近年、都心の土地利用の業務化に伴い定住人口が減少しており、適切な都市機能の更新が必要になっている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、地域の意向や特性を踏まえながら再開発や共同化を促進し、駅前地区として、にぎわいと活気ある複合市街地の形成及び定住人口の確保・回復、防災面の向上を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>1. A地区（7番・8番地内） 駅前立地にふさわしい商業・業務施設の利便増進と活性化、質の高い住宅の整備を目的として、市街地再開発事業を進め、土地の高度利用により、良好な複合市街地の形成を図る。</p> <p>2. B地区（5番地内） 防災機能を向上させるため土地の統合を進め、住宅、商業、業務が調和した土地利用を目指す。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>1. 地区内における発生・集中交通の円滑な処理、及び駅前の円滑な道路交通、更に災害時における緊急車両の通行可能な道路幅員を確保すべく、道路の拡幅整備を行う。</p> <p>2. 地区の一体性を配慮すると共に、地域の居住者や就業者等の憩いの場となるオープンスペースとして広場の整備を図る。</p> <p>3. 歩道の設置及び敷地内における歩道状空地の整備により、安全で快適な歩行者空間を確保する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1. 市街地再開発事業等を活用することにより、建築物の共同化を図る。</p> <p>2. にぎわいと活気ある複合市街地の形成のため、商業・業務施設と住宅を適正に配置する。</p> <p>3. 建築物の壁面の位置の制限を定めることにより、安全でゆとりのある歩行者空間を確保すると共に、良好な街並みの形成を図る。また、建築物の配置により、歩行者が通り抜け可能となる空間を確保していく。</p> <p>4. 建築物は、街並みとの調和を配慮した意匠及び形態とする。</p>

地区 整備 計画	位置	千代田区富士見二丁目地内（A地区）				
	面積	約1.0ha				
	道路	種類	名称	幅員	延長	備考
			区画道路1号	6～8.4m〔12m〕	約150m	拡幅（既存区道255号線の0～4.8mの拡幅）
			区画道路2号	3～4m〔6m〕	約110m	拡幅（既存区道278号線の0～2mの拡幅）
			区画道路3号	4m〔6m〕	約130m	拡幅（既存区道282号線の約2mの拡幅）
	その他の 公共空地		名称	面積		備考
			広場1号	約290㎡		新設
			広場2号	約430㎡		新設
			名称	幅員	延長	備考
			歩道状空地1号	2.0m	約110m	新設
			歩道状空地2号	5.0m	約120m	新設
			歩道状空地3号	5.0m	約50m	新設
建築物等 に関する 事項	建築物等の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物を建築してはならない。				
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面線を超えて建築してはならない。				
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠は、都市景観に配慮した形態と落ち着いた色調とする。				

（※印は知事同意事項）

「区域、地区整備計画区域、地区施設の配置、及び壁面の位置は計画図表示の通り。」

理由 社会・経済状況の変化等による施設計画の変更の際し、更なる都心居住の確保、地域環境の改善、住宅と商業・業務施設が調和した市街地の形成及び土地の合理的な高度利用を促進するため変更するものである。



